

概要版

第4次 豊明市障害者福祉計画 第7期 豊明市障害福祉計画 第3期 豊明市障害児福祉計画



1 計画策定の背景

本市においては、令和3年3月に「第3次豊明市障害者福祉計画(改訂版)・第6期豊明市障害福祉計画・第2期豊明市障害児福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重しあう共生社会の実現をめざしてきました。

このような状況の中、「第3次豊明市障害者福祉計画・第6期豊明市障害福祉計画・第2期豊明市障害児福祉計画」が令和5年度末をもって終了することにとまない、これまでの本市の取組を踏まえ、「第4次豊明市障害者福祉計画・第7期豊明市障害福祉計画・第3期豊明市障害児福祉計画」を策定します。

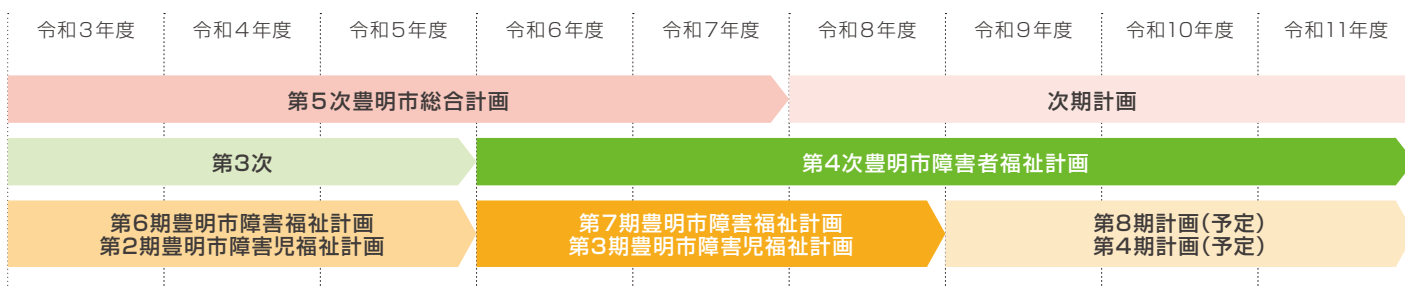
2 計画の位置付け

「第4次豊明市障害者福祉計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」(市町村障害者計画)として位置付けられるものであり、本市における障がい者福祉施策の基本的な理念と取組の方針を明らかにしたものです。また、「第7期豊明市障害福祉計画」及び「第3期豊明市障害児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び改正児童福祉法第33条の20(平成30年4月施行)に基づく「市町村障害児福祉計画」として、本市における障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の充実と支援体制の計画的な整備の方向性を示したものです。

本市においては「第4次豊明市障害者福祉計画」「第7期豊明市障害福祉計画」及び「第3期豊明市障害児福祉計画」の3計画を一体的に策定するものとします(以下、これら3計画を合わせて「本計画」と言います。)

3 計画の期間

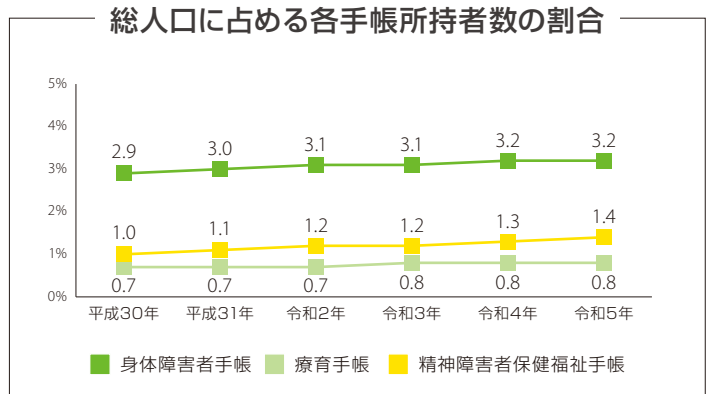
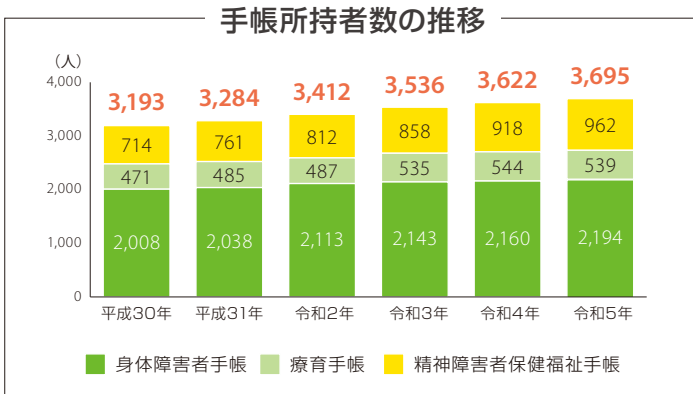
本市における障がい者福祉施策の基本的な考え方や方針を示す「第4次豊明市障害者福祉計画」の計画期間は令和6年度から令和11年度までの6年間とします。「第7期豊明市障害福祉計画」及び「第3期豊明市障害児福祉計画」の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。



手帳所持者数は、全体では増加傾向にあり、令和5年では3,695人となっています。

手帳種別にみると、3手帳ともに増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者数は毎年50人前後の増加がみられ、令和5年では962人と平成30年より248人増加しています。

総人口に占める手帳所持者の割合は、令和5年では身体障害者手帳所持者が3.2%、療育手帳所持者が0.8%、精神障害者保健福祉手帳所持者が1.4%となっています。



基本理念

誰もがいきいきと暮らす 福祉のまちをめざして

地域共生社会の実現の理念や第5次豊明市総合計画との整合を図りながら、引き続き、障がいのある方がいきいきと安心して生活できる地域社会の実現をめざしていきます。

基本目標

基本目標 1	「共生社会」実現に向けた意識づくり	障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生することができる社会をめざし、幅広く市民に対し啓発や広報を推進します。また、子どもの頃からの障がいや障がい者理解のための教育や学習機会の充実を図ります。
基本目標 2	地域における生活支援・生活環境づくり	各種支援サービスの充実と居住の場の確保、必要な情報の提供や総合的な相談支援体制の確保などを通じ、障がいのある人とその家族の暮らしを支援し、さらには、親なき後の支援体制の構築を進めます。
基本目標 3	健やかに暮らせる保健・医療の充実	障がいの予防・軽減を図るための保健・医療サービスの充実を図るとともに、障がいのある人が健康づくりに取り組み、スムーズに医療を受けることができるよう、体制整備や経済的支援を進めます。また、精神障がい者等にも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざし、相談業務などの体制づくりを進めます。
基本目標 4	障がいのある子どもへの療育や支援の充実	障がいの早期発見・早期療育を進めるとともに、障がいのある子どもの能力と可能性を伸ばす保育・教育環境の整備を進めます。また、各種サービスの充実を図り、障がいのある子どもの適切な療育と成長を支援します。さらには、重症心身障害児や医療的ケア児の支援の体制整備に努めます。
基本目標 5	障がい者の雇用・就労・生きがいの促進	障がいのある人の適性と能力に応じて、福祉的就労や一般就労の機会の確保を図ります。また、障がいのある人が充実した生活を送ることができるよう、交流の機会やスポーツや生涯学習などの様々な活動に参加しやすい体制を整えます。
基本目標 6	安全・安心な暮らしの確保	障がいのある人の権利が守られ、安心して暮らせる環境づくりに努めます。また、災害・緊急時等の防災の取組や日頃の防犯活動、さらには、情報取得利用や意思疎通の支援に取り組めます。

成果目標

※令和8年度末目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行		
地域生活移行者数		3人
施設入所者の削減数		2人
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		
長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量	全体	2人
	65歳未満	1人
	65歳以上	1人
3 地域生活支援の充実		
地域生活支援拠点等の整備	整備箇所数	3か所
	コーディネーターの配置人数	1人
	支援実績等を踏まえ運用状況の検証及び検討の回数	1回
強度行動障害を有する者への支援体制の整備【新規】		整備済み
4 福祉施設から一般就労への移行等		
一般就労への移行者数	全体	18人
	就労移行支援事業	13人
	就労継続支援A型	3人
	就労継続支援B型	2人
一般就労移行者が5割以上の就労移行支援事業所数【新規】		2事業所
就労定着支援事業利用者数		15人
5 相談支援体制の充実・強化等		
基幹相談支援センターを設置		機能充実
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築		
県の実施する研修会などへの参加や事業所や関係自治体との会議開催により障がい福祉サービス等の質の向上を図っていきます。		

障がい福祉サービスの見込み

■ 訪問系サービス

サービス		見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	100	100	100
	延時間数/月	1,500	1,500	1,500
重度訪問介護	人/月	3	3	3
	延時間数/月	764	825	891
同行援護	人/月	15	17	19
	延時間数/月	228	278	339
行動援護	人/月	3	3	3
	延時間数/月	66	66	66
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	延時間数/月	0	0	0

■ 居住系サービス

サービス		見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0
共同生活援助	人/月	79	87	96
施設入所支援	人/月	34	34	34

■ 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス		見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	155	166	179
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0

■ 日中活動系サービス

サービス		見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	130	130	130
	延日数/月	2,517	2,517	2,517
自立訓練(機能訓練)	人/月	1	1	1
	延日数/月	10	10	10
自立訓練(生活訓練)	人/月	2	2	2
	延日数/月	28	28	28
就労選択支援	人/月		5	10
	延日数/月		80	160
就労移行支援	人/月	27	27	27
	延日数/月	447	447	447
就労継続支援(A型)	人/月	39	41	43
	延日数/月	725	761	799
就労継続支援(B型)	人/月	173	195	220
	延日数/月	2,678	2,999	3,357
就労定着支援	人/月	13	14	15
療養介護	人/月	3	3	3
短期入所(福祉型)	人/月	13	13	13
	延日数/月	155	155	155
短期入所(医療型)	人/月	1	1	1
	延日数/月	7	7	7

地域における生活の維持、継続に向けて、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等の障がい福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を進めていきます。

成果目標

※令和8年度末目標

1 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センター設置		設置済み
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制の構築		整備済み
主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保	児童発達支援事業所	2か所
	放課後等デイサービス	2か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		設置済み
医療的ケア児等コーディネーターの配置		9人

障がい児通所支援等の見込み

サービス		見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	95	100	105
	延日数/月	790	810	830
放課後等 デイサービス	人/月	333	351	369
	延日数/月	3,500	3,600	3,700
保育所等訪問支援	人/月	1	1	1
	延日数/月	1	1	1
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0
	延日数/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	80	85	90

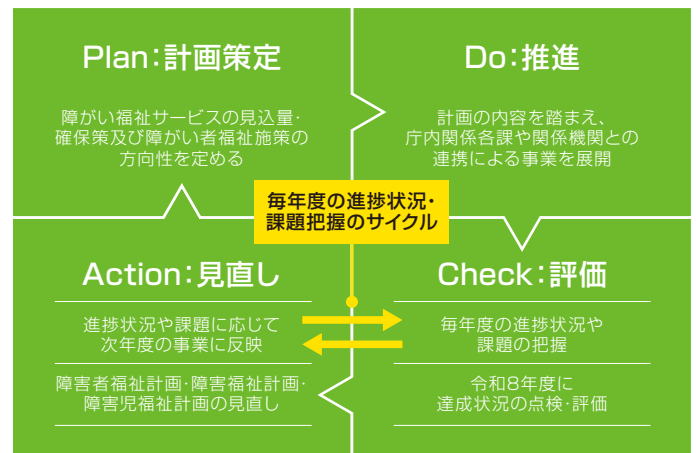
放課後等デイサービスは
利用者が増加しているとともに、
利用ニーズも高いサービスであるため、
事業所の確保及び質の向上に努めます。
また、障害児相談支援についても
利用者が増加していることから、
関係機関と連携し、
適切な障害児支援利用計画の作成及び
モニタリングが行われるよう努めます。

計画の推進体制

PDCAサイクルとは、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Act)の4段階のプロセスを経て、事業の進捗を管理し、改善していく手法です。

本計画の推進にあたっては、このPDCAサイクルに基づき、成果目標やサービス見込量の状況、目標達成の手法や、見込量の確保方策の適切さなどについて、「豊明市障害者等福祉計画策定・推進委員会」を中心に検討し、事業をより良いものにしていきます。

また、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課と事務局である地域福祉課との連携を強化します。



計画全体の見直し・評価(3年)のサイクル



発行年月 令和6年3月
発行 豊明市
編集 豊明市 健康福祉部 地域福祉課 子育て支援課
〒470-1195 愛知県豊明市新田町子持松1番地1
(TEL)0562-92-1119 (FAX)0562-92-1141